

災害時等におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

富良野市（以下「甲」という。）と株式会社ふらの衛生社、富良野浄化工業株式会社及び株式会社西塚清掃社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害発生及び施設事故時（以下「災害時等」という。）におけるし尿、浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）の円滑な収集運搬を遂行するため、甲、乙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害等に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 災害時等において、し尿等の収集運搬を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。

（要請の手続）

第3条 前条の要請は、文書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって連絡し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協定業務の実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請があったときは、必要な人員及び車両を可能な範囲で調達し、甲の指示に従い、当該業務を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) し尿等への異物混入防止に努めること。
- (3) 甲又は第三者に損害を及ぼすことのないよう特段の注意を払うこと。

（報告の実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定による業務が完了したときは、し尿等の収集、運搬、処理等報告書（別記第2号様式）により、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 協定業務に要した車両台数及び収集日時
- (2) 協定業務におけるし尿等の収集量
- (3) 協定業務のうち自然災害における避難所等ごとの収集件数
- (4) 協定業務に従事した期間
- (5) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく処理等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 経費の額については、甲と乙で協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第7条 乙が、第2条に基づき実施した、し尿等の収集運搬により生じた損害補償については、甲と乙で協議するものとする。

(相互の連絡)

第8条 甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いにその連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和2年8月20日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月20日

富良野市弥生町1番1号

甲

富良野市長 北 猛 俊



乙

富良野市字山部東17線13番地

株式会社 ふらの衛生社

代表取締役 高橋 穰二



富良野市緑町10番40号

富良野浄化工業株式会社

代表取締役 福岡 榮一



空知郡上富良野町北町1丁目4番10

株式会社 西塚清掃社

代表取締役 西塚 邦夫



別記 第1号様式 (第3条)

年 月 日

様

富良野市長 (印)

し尿等の収集運搬等要請書

「災害時等におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」第3条の規定により、次のとおり要請します。

| | | | |
|---------------|--|----------|--|
| 災害等の内容 | <input type="checkbox"/> 自然災害 (災害名称 _____) <input type="checkbox"/> 施設事故 | | |
| 要請の期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 収集の場所 又は地域 | | 推定 件数 | |
| 想定収集量 | し尿 _____ ℓ 浄化槽 _____ ℓ | | |
| 搬入先 | <input type="checkbox"/> 富良野地区環境衛生センター <input type="checkbox"/> 他市町村協定し尿処理施設 (_____) | | |
| 要請車両台数 | | | |
| 要請人員 | | | |
| 担当者 | 所属：市民生活部 環境課 (電話 0 1 6 7 - 3 9 - 2 3 0 8) 氏名： | | |

